

水資源保全地域の指定について

水大気環境課

1 長野県豊かな水資源の保全に関する条例の概要（平成 25 年 3 月制定）

（1）水資源保全地域の指定

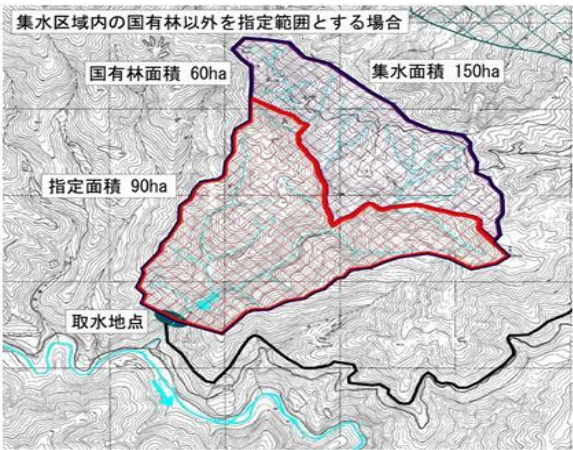
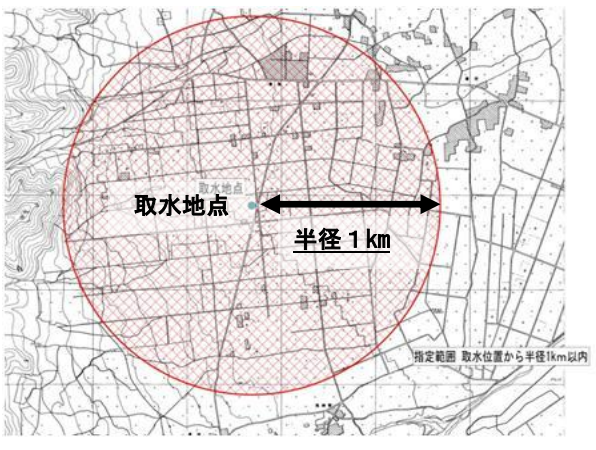
知事は、水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認められる区域を「水資源保全地域」として指定することができる。

【水資源保全地域の指定手続の流れ】

- ・市町村長からの申出
- ・関係機関（国（林野庁及び国土交通省））への協議（意見照会）
- ・環境審議会への諮問、答申
- ・地域指定の公告・縦覧（土地所有者及び利害関係人等からの意見提出）
- ・地域指定の告示

【水資源保全地域の区域設定の考え方】

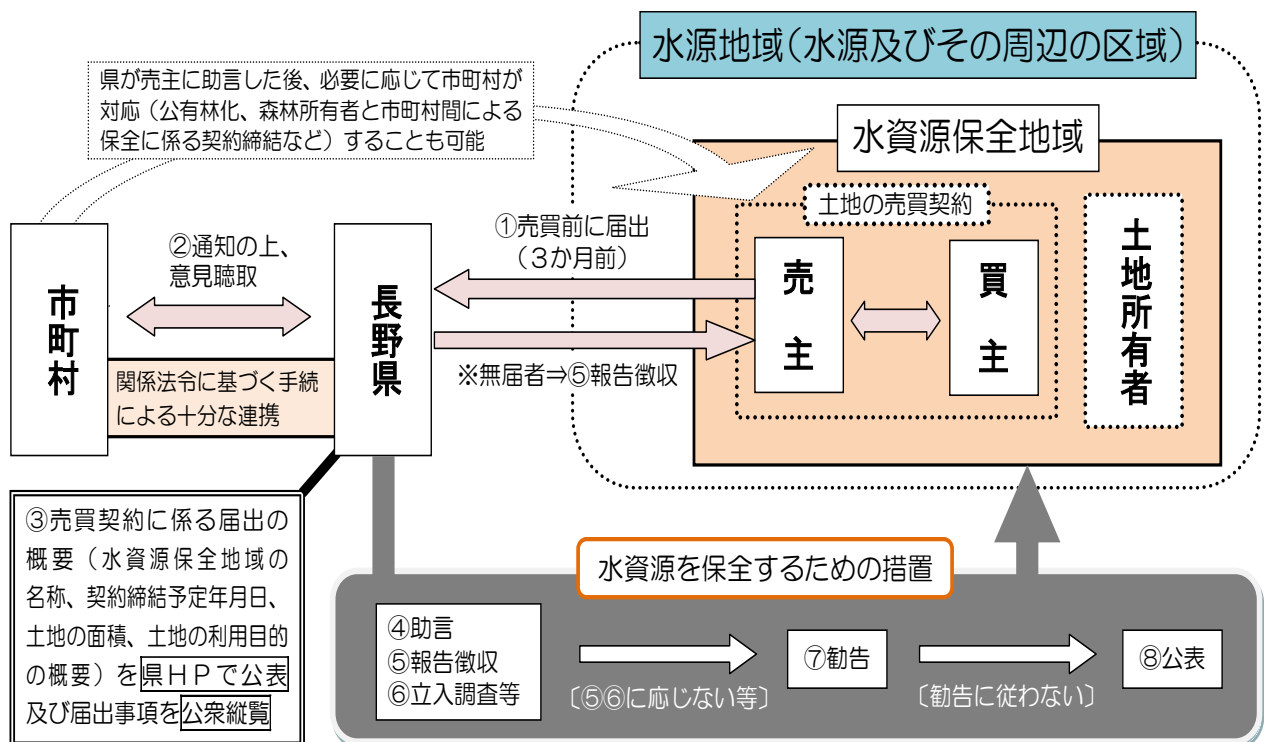
地表水・地下水の別に、次のとおり。

地表水	地下水
取水地点及び集水区域の全部を基本とする。 また、土地の所有又は利用の状況等を踏まえて地形上明らかな集水区域の全部を指定する必要がないと考えられる場合は、集水区域の一部の区域とすることができる。 	影響範囲の全部を基本とする。 ただし、影響範囲の調査が困難な場合には、取水地点から一定距離（1キロメートルを目安とする。）の範囲について、水源の地形、地質（透水性）、取水深度、取水量等の状況や土地の所有又は利用の状況を踏まえ、その全部又は一部を影響範囲とすることもやむを得ないものとする。 

(2) 水資源保全地域における土地取引等の事前届出

- ・土地（森林以外の土地で、500 m²未満のものを除く。）の売買又は地上権若しくは賃借権の設定に係る契約を締結しようとする場合には、土地所有者は3か月前までに、必要事項を知事に届け出る必要がある。
- ・知事は、関係市町村長に意見聴取
- ・知事は、届出の概要（指定地域の名称、契約年月日、土地の面積及び土地の利用目的）を県のホームページ等で公表するとともに、当該届出事項を公衆の縦覧に供する。
- ・知事は、水資源の保全に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、届出をした者（売主等）、当該届出に係る契約の相手方（買主等）等に対して当該土地の利用の方法等について必要な助言をすることができる。
- ・知事は、関係者に対し、土地の利用状況その他必要な事項に関し報告を求めるとともに、職員に立入調査させることができる。
- ・知事は、報告をしない者、立入調査を拒んだ者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、勧告を受けた者がそれに従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

【水資源保全地域における土地の取引等の事前届出制のイメージ図】



（参考）①～③については、必ず行います。④～⑧については、必要に応じて行います。（④については、必要に応じ、環境審議会への諮問）

長野県豊かな水資源の保全に関する条例（抜粋）

（水資源保全地域の指定）

第9条 知事は、水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認める区域を、当該区域を管轄する市町村長の申出により、水資源保全地域として指定することができる。

2 前項の規定によるほか、知事は、次に掲げる場合には、関係市町村長の意見を聴いて水資源保全地域の指定をすることができる。

（1）市町村長から他の市町村の区域に係る水資源保全地域の指定の要請があった場合

（2）その他知事が水資源の保全のため特に必要があると認める場合

3 知事は、水資源保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、水資源保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、その案を当該公告の日から起算して14日間縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る区域の土地所有者等その他の利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、水資源保全地域の指定をするときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

7 水資源保全地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 前各項の規定は、水資源保全地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

（水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出）

第10条 水資源保全地域内の土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下この条及び第16条第1項において「土地に関する権利」という。）を有している者は、当該土地に関する権利の移転又は設定（対価を得て行われるものに限る。以下この項において同じ。）をする契約（予約を含む。）を締結しようとする場合には、当該契約を締結する日の3月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

（1）当該契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2）当該契約を締結しようとする年月日

（3）当該契約に係る土地の所在及び面積

（4）当該契約に係る土地に関する権利の種別及び内容

（5）当該契約による土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的

（6）その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付して、水資源の保全の見地からの意見を求めなければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る契約を締結する日までの間に同項各号に掲げる事項を変更しようとするとき又は当該届出に係る契約の締結を中止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、前項の規定による届出があったときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付するとともに、当該届出の内容が第1項第5号に掲げる事項に係るものである場合には、併せて関係市町村長の水資源の保全の見地からの意見を求めなければならない。

5 水資源保全地域の指定（その区域の変更を含む。）の日から起算して3月を経過する日までの間に当該指定に係る水資源保全地域（その区域の変更にあっては、それにより水資源保全地域となった区域）内の土地について、土地に関する権利を有している者が契約を締結しようとする場合における第1項の規定の適用については、同項中「当該契約を締結する日の

3月前までに」とあるのは、「第5項の指定後速やかに」とする。

- 6 当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合については、第1項の規定は、適用しない。

長野県水源地域における水資源の保全に関する基本指針における 「区域設定」の考え方（抜粋）

2 水資源保全地域の指定に関する事項

(1) 基本的な考え方 <略>

(2) 区域設定の考え方

水資源保全地域の区域設定の考え方は、地表水、地下水の別により、次のとおりとする。

ア 地表水の場合

取水地点及び集水区域の全部を基本とする。

なお、個々の水源の地形、地質等の状況から、集水区域にかかわらず区域を設定すべきと考えられる場合は、区域設定の考え方を明らかにした上で、集水区域を超えて設定することができるものとする。

また、土地の所有又は利用の状況等を踏まえて集水区域の全部を指定する必要がないと考えられる場合は、区域設定の考え方を明らかにした上で、集水区域の一部の区域とすることができるものとする。

ただし、集水区域が広範囲に過ぎて土地取引の事前届出制度の実効性を確保できない場合については、水資源保全地域を指定しないことができるものとする。

イ 地下水の場合

取水地点について、他の地点の地下水の採取により取水地点の地下水の水位が降下する場合におけるその範囲（以下「影響範囲」という。）の全部を基本とする。

この影響範囲について正確に把握するためには水源の立地条件等を考慮した広範囲に及ぶ調査が必要であり、この調査がされている場合にはそれにより影響範囲を確定することとする。

ただし、調査が困難である等の理由によりそれにより難しい場合には、取水地点から一定距離（１キロメートルを目安とする。）の範囲について、水源の地形、地質（透水性）、取水深度、取水量等の状況や土地の所有又は利用の状況を踏まえ、その全部又は一部の区域をもって影響範囲とすることもやむを得ないものとする。

なお、取水地点から一定距離（１キロメートルを目安とする。）の範囲内に山林が含まれる場合のその山林部分については、一般的には、影響範囲のうち地表水の集水区域と重なる部分もかなりあると想定されることから、集水区域をもって影響範囲とみなすことができるものとする。

この場合、土地の所有又は利用の状況等を踏まえて集水区域の全部を影響範囲とみなす必要がないと考えられる場合は、区域設定の考え方を明らかにした上で、集水区域の一部の区域をもって影響範囲とみなすことができるものとする。

(3) 水資源保全地域から除外する区域の考え方

国有地、県有地及び市町村有地については、条例の目的を達成するために水資源保全地域の指定を行う必要がないので、(2)の規定に関わらず、水資源保全地域としないものとする。

(4) 区域設定にあたっての留意事項

ア 指定の区域については、地番及び「水資源保全地域図」で示すものとする。

イ 水資源保全地域の指定に当たっては、次の事項に配慮しながら、適切に行うものとする。

(ア) 指定の申出に当たっては、取水に関する条例などの規制、都市計画、土地利用計画等との整合を図ること。

(イ) 農業、林業、観光業など地域における産業の健全な発展も併せて図ること。

(ウ) 森林法に基づく市町村森林整備計画における森林の機能区分の位置付けと十分な調整を図ること。

水資源保全地域の概要

水大気環境課

1 基本情報

地 域 名	げんたろう 源太郎水資源保全地域
位 置	白馬村北城及び神城の一部（白馬村大字北城833-1 他）
申出年月日	令和8年3月2日
申 出 者	白馬村長 丸山 俊郎

2 指定申出の理由

指定申出の理由	村民生活および観光産業を支える重要な水資源を、将来にわたり保全するため
区域設定の考え方	集水区域及び他の地点の地下水の採取により取水地点の地下水の水位が低下することが考えられる範囲（半径1キロメートル程度）を設定（市町村有地及び国有地は除外）。

3 指定区域の概要

区分		げんたろう 源太郎
地番		白馬村大字北城833-1 他
指定面積（ha）		306.06ha
土地利用の状況		原野、宅地、山林等
自然環境の状況	地形	唐松岳南東斜面地
	地質	超苦鉄質岩を主とした構成
	植生	その他群落、自然裸地
	水系	平川（姫川水系）
	降水量	年平均降水量約1,900mm～2,000mm

4 水源の概要

水源の名称	げんたろうすいげん 源太郎水源
水源の種別	地下水（深井戸）
水源の用途	水道用
取水施設の設置者	白馬村
取水量	4,969m ³ /日（令和6年度実績）
取水施設の位置	白馬村大字北城831-84
給水区域	白馬村みそら野地区
給水人口	約6,000人
給水量	約2,400m ³ /日（令和6年度実績）
取水開始年月日	昭和50年

5 現地調査の状況

- （１）現地調査日 令和7年7月28日（月）
- （２）調査内容 水源及び周辺地形の確認など

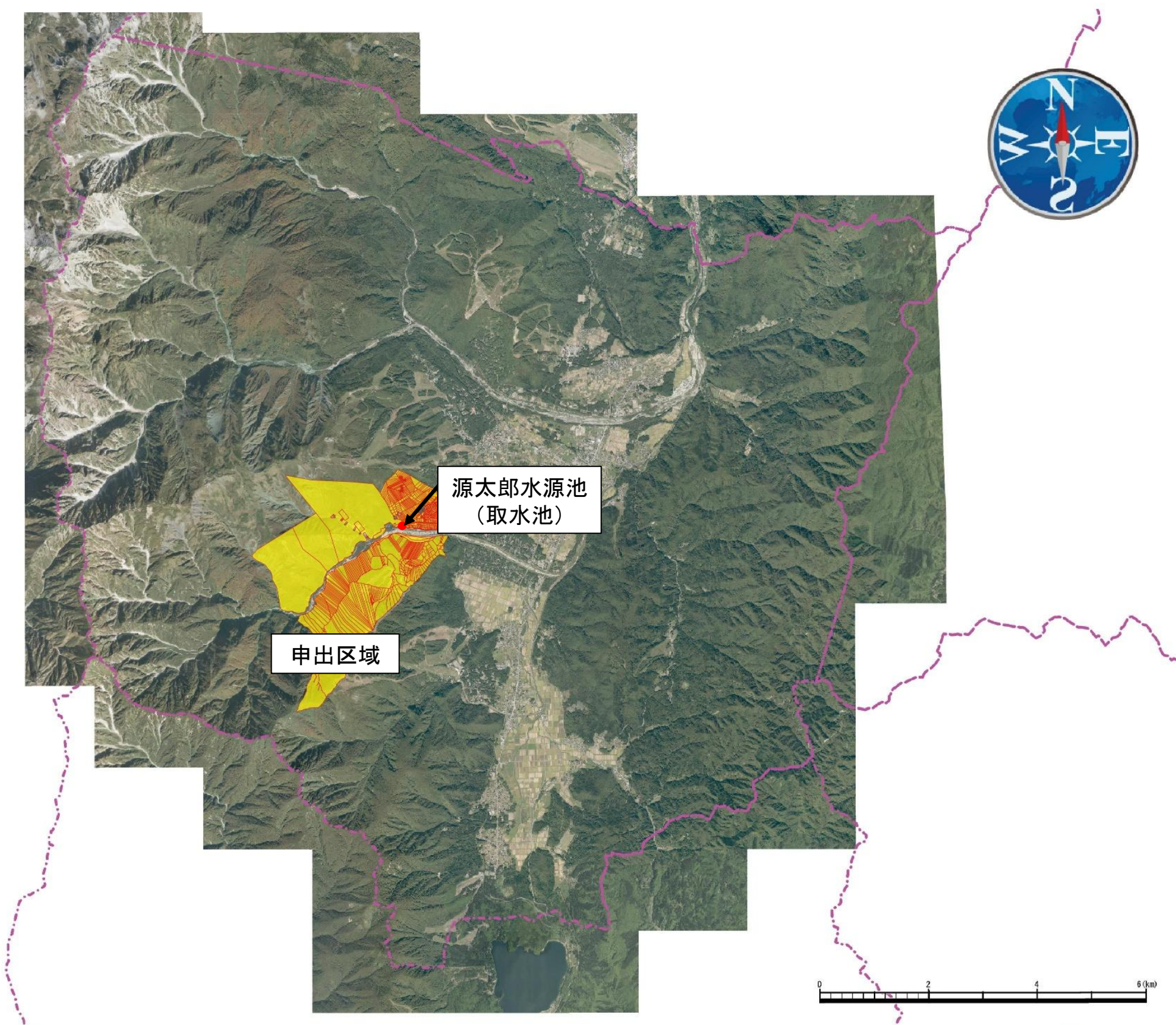
地 形 図

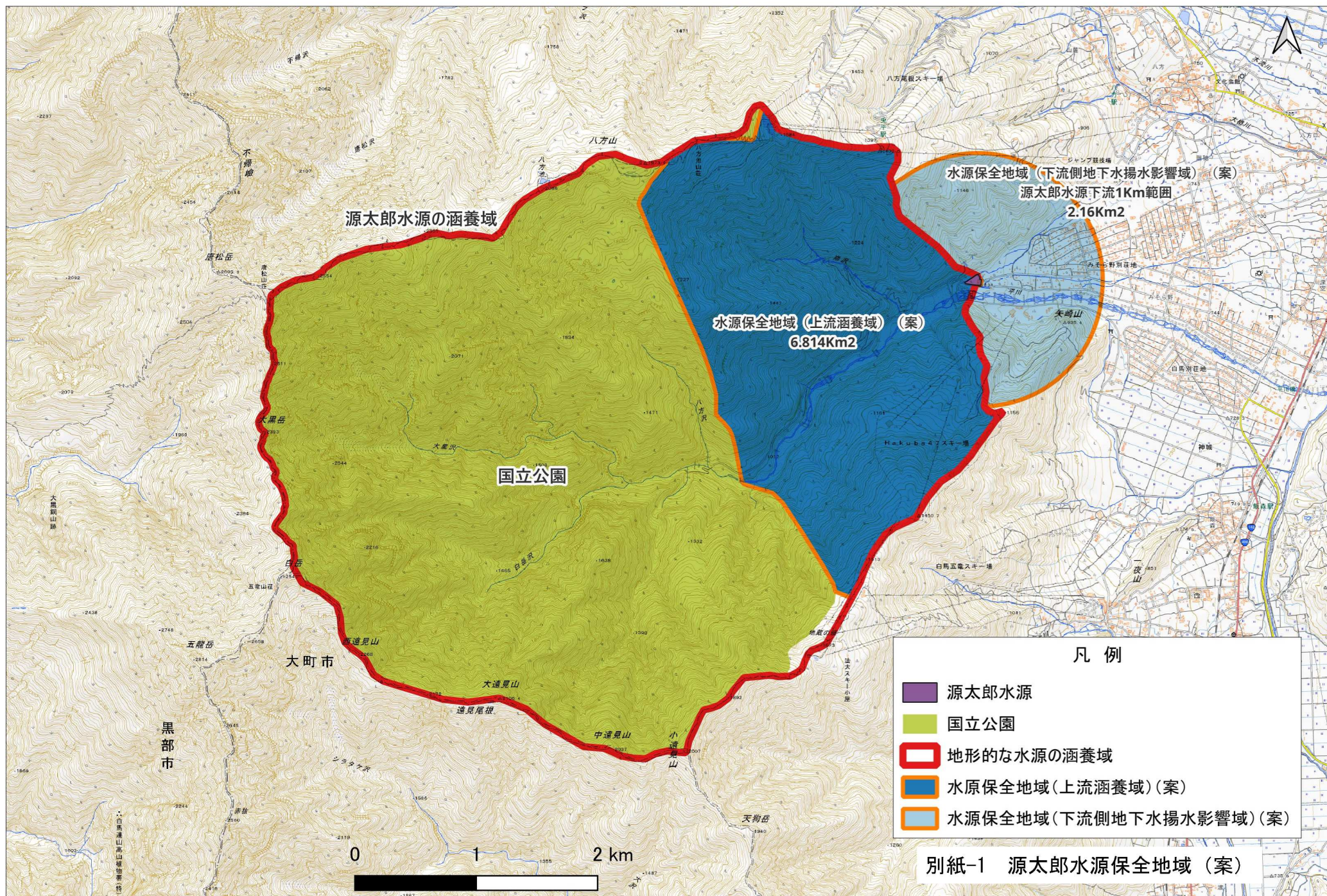
源太郎水源池
（取水池）

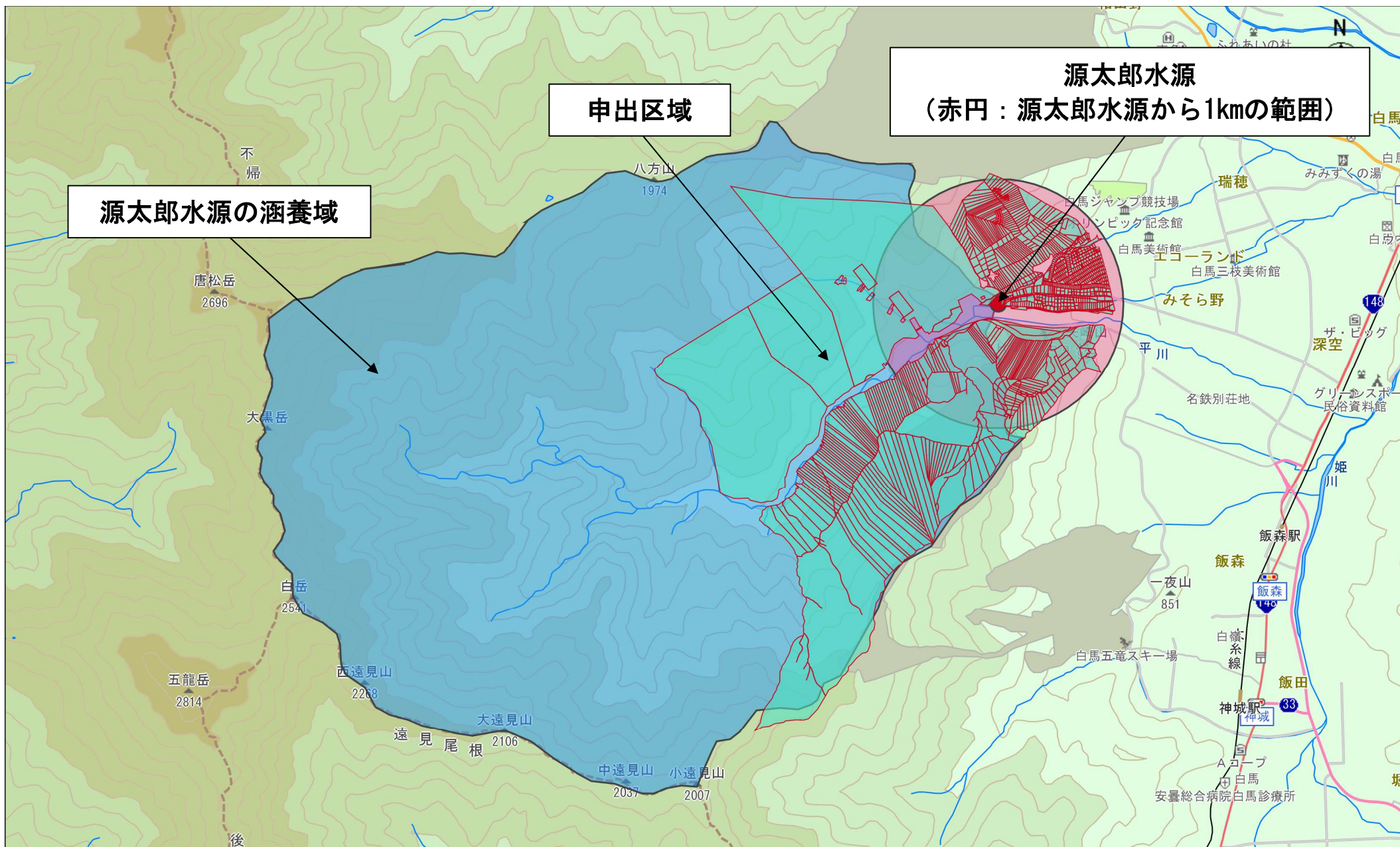
申出区域



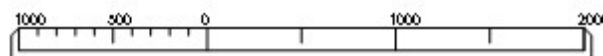
航 空 写 真







縮尺 1 : 40000



※背景地図については以下のとおり引用しています。

引用日：令和8年6月4日

© GeoTechnologies, Inc.

© PASCO CORPORATION